

# ダム不要の立証に最後の詰め、 関東地整に開示請求訴訟!

ハッ場ダム住民訴訟弁護団長 高橋利明

昨年5月の控訴から約1年半たち、その間に4回の進行協議（原告他当事者のみの会議）がもたれました。そのたびに原告側から書面を提出し、中でも前回（9月10日）提出した関先生の森林保水力に関する意見書は、国交省の洪水流出計算のデタラメさを暴くもので大変重要です。被告・東京都はこちらの主張が出そろってから反論すると言っており、政府が「ハッ場ダム中止」の方針を表明している中で、裁判所・原告・被告三者とも、裁判の進行を急いではありません。しかし、東京弁護団は休みなく活動を続けています。先行き不透明な、政府のハッ場ダム検証作業ですが、私たちが支える弁護団は、その検証を先んじて行方決意です。先日、「流域分割図」の情報公開を求めて自ら提訴、大臣へ直訴と、先頭に立って闘い続ける高橋弁護団長に、裁判の要点をまとめていただきました。

編集部

## 1 ハッ場ダム差止め訴訟の6年間の成果

利根川の治水計画では、200年に1回という確率の雨が降った場合に、上流でのダムなしという条件では、伊勢崎市にある基準点・八斗島地点に、毎秒2万2000m<sup>3</sup>の大洪水が襲う、という想定になっている。この降雨規模は、敗戦直後のカスリーン台風のそれとほぼ同じなのであるが、流量だけは、同台風の実績洪水流量よりも、毎秒5000m<sup>3</sup>以上も大きくなっているのである。この計画を基本として、国土交通省は、上流のダムで毎秒5500m<sup>3</sup>をカットし、八斗島地点下流の河道で毎秒1万6500m<sup>3</sup>を処理するという事になっている。だが、同じ降雨規模で、流量だけが30%も増えるということは通常ないことである。そこで、特別な説明が必要となるのだが、国交省は、同台風後、利根川の上流部は大きく改修され、それまで上流で氾濫していた洪水が河道に収まるようになり、下流の氾濫の危険性が高まったからだとしている。

しかし、嶋津暉之さんが情報公開請求で関東地整から入手した資料によると、カスリーン台風の降雨が、今あっても、八斗島の流量は毎秒1万6750m<sup>3</sup>に止まるという事実が明らかになった。国交省や各県など被告は、その後、この事実を渋々認めたが、このことは、同台風から60年しても、上流部の河道の状況は、ほとんど変わっていないことを示している。国交省は、ながい間、国民に嘘をついてきたのである。そして、カスリーン台風時と同じ規模の流量しか流れないのであれば、八斗島地点から下流は、その備え（河道断面）はもう出来ているから、これ以上、上流にダムを造る必要はないことは明らかだ。ここまで、被告と関東地整を追い詰めてきたのである。

## 2 裁判所は、現在は不要と認めたが、「いつか必要となるかも」とした

裁判所もこの事実を無視できない。東京地裁の判決（昨年5月）も、現状では八ツ場ダムの必要性がないと認めざるを得なかった。そこで、何と言ったかという、「上流部での改修の可能性は皆無ではないから、ダム計画は直ちに不合理とはいえない」としたのである。しかし、上流部での河道の改修計画は、関東地方整備局にも、群馬県にも存在しない。だから、行政側の計画で見れば、毎秒2万2000m<sup>3</sup>が来襲する場面はないのである。改修計画もないのに、一般論として「必要となる可能性は皆無ではない」ということで、ダムや公共施設の建設が肯定されるのなら、不要とか無駄とか判断される施設はなくなる。これでは行政の無規律は止まらない。裁判所は行政計画に対しての審査権を放棄してしまったのである。こんな役に立たない裁判所は、まず仕分けにかけるべきである。

## 3 隠し続ける「流域分割図」の公開請求訴訟を提起

弁護団は、東京高裁では、裁判官のこうした職務放棄ともいうべき判決を厳しく批判しているところだ。そして、「毎秒2万2000m<sup>3</sup>」という洪水の流出計算にはカラクリがあるはずと、拓殖大学の関良准教授に貯留関数法上の計算のチェックを依頼した（関先生は提訴6周年集会で講演予定）。そして、国交省は、住民や国民がこの計算の精度をチェックするに不可欠な「流域分割図」やその関係資料を、どうしても情報開示しない。そこで、この9月10日、同図面の開示を求める訴状を東京地裁へ提出した。被告は関東地方整備局長、原告は筆者で、訴訟代理人は八ツ場訴訟弁護団全員である。この訴訟で「流域分割図」が開示されると、新たな展開が期待できる。

## 4 大臣への直訴状、東京新聞からの追及

国交省は、永い間、出先のHPで「カスリーン台風が再来すると毎秒2万2000m<sup>3</sup>の洪水が関東平野を襲い、33兆円の被害がでる」と言い続けている。これがダム造りの生命線だからだ。そこで、同じく9月10日、前原大臣や関東地整の局長、ダム統合管理事務所の所長宛に、「どうして嘘の広報を続けるのか。説明せよ」という内容証明を出した。

東京新聞は、この一連の経過を、9月12日の朝刊で大きく取り上げてくれた。そして、14日の大臣の定例記者会見で、前原大臣に、原告らが開示を求めている流域分割図を開示するかも質問した。前原大臣は、「当然ながら開示をしていくべき」と明確に答弁した。しかし、馬淵大臣になると、「私以外の発言については責任を負わない」とのスタンスで開示を拒否した（10月1日の会見）。またしても、看板の「有言不実行」に終わるのか。

## 5 揺れる大臣発言。弁護団は決意を新たに

と思ったら、これまで関東地整がのらりくらりと東京新聞の取材を拒否してきた、これまでの4洪水の「飽和雨量」のデータを10月12日の衆議院予算委員会で明らかにした。そして、10月15日の記者会見では、「流域計算のモデルの妥当性も含めて見直しを行う」との見解も示した。しかし、外部からの検証作業に不可欠な「流域分割図」については、開示しないという。これでは、計算の相当性について、何の担保もないことになる。弁護団は、以前にも増して、訴訟活動を強化していかなければならないと決意を新たにしているところである。

▲東京新聞(10月14日)より

# 水需要予測見直しの実施はいつ？

前号でお知らせしたように、当会が提出した「水需要予測の見直しを求める請願」が、6月16日の都議会本会議で可決され、当日中に、見直し実施を求める要請書を、都知事と水道局長宛に提出しました。後日、電話で水道局に問い合わせてみましたが、「議会の判断は尊重しなければならないが、見直しをするかどうかは検討中」の一点張りで、話し合いを申し入れると、「そちらの主張は裁判で展開されていることと同じですから、話し合う必要はない」とのお答え。

その一方で、7月1日の東京都水道ニュースは、「気候変動は水資源に深刻な影響を及ぼします」「ハッ場ダムは、子ども世代の安定給水のためにも必要です」と題して、たくさんグラフを載せ、ハッ場ダム必要キャンペーンを張っているのです（注参照）。

そして8月6日の都知事定例記者会見で、ジャーナリストのまさのあつこさんが「請願で求められている水需要予測の見直しをいつするのか」質問したところ、都知事は「僕、知らない、その話。初めて聞いた」と答え、「(ハッ場検証の要件として) すみやかにやったらいい」とも言っています。ところが、2週間後の会見では、「局に聞いてくれ」と逃げ、「行政というものは(請願に) 一々振り回されるわけにいかない」と強弁しています。

そうした状況を踏まえ、10月12日に再度、予測見直しを求める要請書を水道局に提出しました。今度は10月中の話し合いを求め、6月の要請書の内容に、上記の件に関し「請願を知事がきちんと把握していなかったとすれば、議会無視のゆるしがたいことです。その真偽についてお答えください」という点と、要請の理由として「国によるハッ場ダム検証の対象に水需要予測も含まれていること」を加えています。

議会事務局によると、「請願にどう対応したか」という水道局からの報告は、12月の議会までにあるとのこと。猛暑だった今夏の一日最大配水量も、昨年をさらに下回っており、右肩上がりの水需要予測を見直すべき必要性はさらに高まっています。水道局は一刻も早く、合理的な判断をくださるべきです！  
(深澤)

## <注>

地球温暖化で100年後には積雪量が激減し、融雪時期が早まって渇水が深刻化するので、ハッ場ダムが必要だという話。嶋津さんによれば、このグラフの出典は、国交省水資源部の「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会中間とりまとめ(平成20年5月22日)だそうです。しかしそこでは、利根川流域の生活用水の使用量は100年後には人口の減少と節水型機器の普及で31%(中位仮定)まで減り、渇水発生日数が現況では30日(20年間)だが、100年後は10~40日、または0~10日と予測しています。つまり、100年後にはむしろ渇水が緩和される傾向にあるという計算結果なのです。水需要の減少傾向を全く考えようとせず、都合のよいグラフだけをつまみ食いする水道局の姿勢はあきれたものです。



## 各地の裁判日程

東京	12月17日(金)	午後3時00分	東京高裁	16階	(進行協議)
茨城	2011年2月1日(火)	午後3時30分	東京高裁		(進行協議)
千葉	2月2日(水)	午後4時00分	東京高裁	第22民事部	(進行協議)
群馬	3月11日(金)	午前11時00分	東京高裁	11民事部	(進行協議)
栃木	3月24日(木)	午後1時30分	宇都宮地裁	301号法廷	(判決)

# ハッ場ダム問題の現状

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表 嶋津暉之

昨年の政権交代で国交大臣に就任した前原誠司氏がハッ場ダムの中止を言明してから、1年が過ぎ、大臣が馬淵澄夫氏に交代した。中止言明後、ハッ場ダム問題は迷走し続けている。

昨年の前原大臣（当時）の中止言明に対して私たちは拍手喝采した。私たちは、大臣がその後、ハッ場ダムを実際に中止に導くため、直ちに国土交通省の内外からスタッフを集め、利水や治水の代替案や中止後の地元の生活再建案をまとめると期待した。しかし、いまだにどれも取り組まれていない。中止言明に対して6都県知事とダム予定地から強い反発があったことにより、前大臣は姿勢を後退させ、「ハッ場ダムの中止の方針は変わらないものの、全国のダム事業と同様に、予断なき検証を行うこと」を約束した。この姿勢は現大臣にそのまま引き継がれている。

そのダム事業の検証を行う手順と基準が今年9月27日に定められた。昨年12月に前大臣が設置した「今後の治水のあり方に関する有識者会議」による「中間取りまとめ」である。翌28日にはそれに基づいてダム事業の検証を行うことを国交大臣が各地方整備局・水資源機構に対して指示し、同時に各道府県に要請した。しかし、その「中間とりまとめ」は、ダム懐疑派を排除した有識者会議の発足時から危惧された内容であって、検証作業で実際にダムがどこまで中止されるのか、強い疑問を持たざるを得ない。

最終の判断者である検証主体は国土交通大臣であるが、実際に検証作業を行う検証検討主体は地方整備局等であって、ダム事業者自らが検証を行うことになっている。さらに、ダム推進を求める合唱の場となることが予想される「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置され、その意見も踏まえて検証が行われる。一方で、ダム事業に反対する市民は公聴会やパブリックコメントで意見を述べるだけである。このような検証では、結局は多くのダム事業に対して推進のお墨付きを与える可能性が高い。

この検証作業でハッ場ダムはどうなるのであろうか。ハッ場ダムについては、ハッ場ダムを推進し、その必要性をPRし続けてきた関東地方整備局が検証作業を担っていく。更に、検証作業では関東地方整備局が、ハッ場ダムの推進を強く求めている6都県知事等で構成される「関係地方公共団体からなる検討の場」において、知事らと意見の調整をして検証を進めることになっている。これで、果たしてハッ場ダムの是非について客観的・科学的な検証が行えるのであろうか。



▲有名な湖面2号橋(正式名称:不動大橋)の下流側(川原湯地区)。橋は完成したが、川原湯との間の付け替え県道はまだ工事中。



▲川原湯温泉街の坂を上がって川原湯神社を過ぎたあたり。付け替え鉄道工事のため、豊田乳業さんへの道がふさがれている。

それでも、中止の方針は変わらないと言明している国交大臣の指示でハッ場ダムの検証の結果を中止の方向に導くことができるのであろうか。或いは検証の結果がダム推進妥当となっても、国交大臣の判断でそれを覆して中止とすることができるのであろうか。ハッ場ダムの先行きはまったく不透明となっている。

そして、この検証作業は期限が定められていないため、ハッ場ダム予定地の人たちはこれからもしばらくの間、現在の宙ぶらりんの状態のまま放置されることになる。ダム予定地の人たちにとってそれは耐えがたいことだと思う。

## 現地は今



川原湯温泉で、現在営業している旅館は6軒で、一番大きかった柏屋は4月から休業して日帰り入浴客のみとなり、その隣の高田屋も11月末に休業する予定ですので、その後は5軒になります。めっきり人通りも減り、温泉街入り口に巨大な橋脚が立つことになる一号橋の基礎工事が着々と進んでいます。吾妻川兩岸の代替地を互いに結ぶ橋はすでに2本が完成しているのです。

一方、地盤の安全性が危惧される代替地について、国は、宅地造成等規制法改正で強化された安全基準に沿って盛土の安定計算をした結果、現状で耐震性に問題はないという報告書を出しましたが、疑問の点がまだあります。さらに、ダム湖ができた場合の計算はしておらず、ダム建設を求めている群馬県は、その場合の報告も求めています。しかし、それを出せば、ダム湖畔の代替地は地震に耐えられないということがわかってしまうのではないのでしょうか。

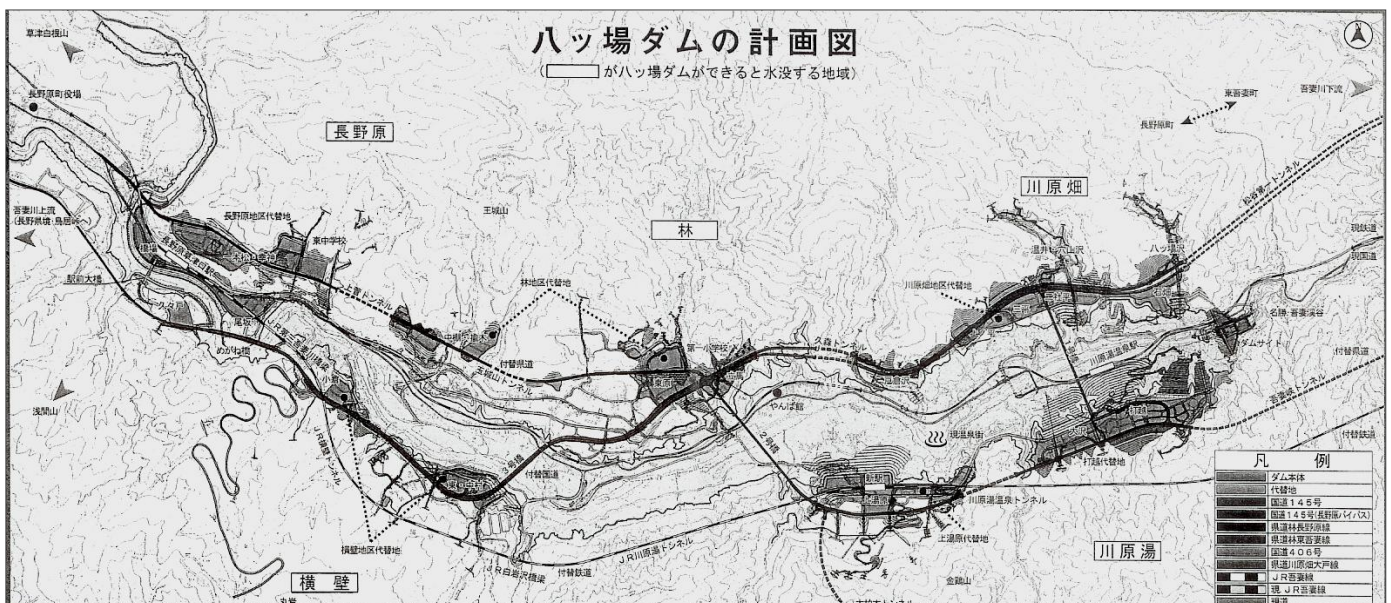
住民の方々は、「ダム中止」が打ち出された後、1年以上も宙ぶらりんの状態で精神的に疲弊しています。内心「中止」を喜んだ方も、展望が見えないことにいらだち、代替地への移転を考えている方も、その安全性に不安を抱いています。

民主党内では、こうした現状を危惧する議員らにより、10月19日、「ハッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」が発足し、議員立法による生活再建関連法案を、来年の通常国会へ提出することを目標に掲げました。

ところで、ハッ場ダムをはじめとする首都圏4ダムの見直しと現地住民の生活再建早期実施を求める署名活動では多くの皆様のご協力をいただきました。おかげさまで、1万筆を超える署名が集まりました。近々、総理大臣、国交大臣に署名を提出する予定です。

なお、ハッ場あしたの会では、ハッ場ダム問題を伝える従来のカラーチラシに、ダム予定地の地図（下図）を入れた新しいパンフレットを作製しました。今後、重要になってくる現地の生活再建の問題を考える時に、大変役立つ地図です。お知り合いや集会で配ってくださる方には、まとめてお送りしますのでご連絡ください。

(深澤：Tel/Fax 042-341-7524)



## ☆☆ お知らせ ☆☆

### シンポジウム

#### ハッ場ダムはどうなるのか ~明日のために必要なこと~

◆日時 2010年11月21日(日)

開場12時45分 開会13時15分 終了予定16時40分

◆会場 東京大学弥生講堂 一条ホール

◆参加費(資料代):500 円

オープニング:ラビラビ(歌とパーカッション)

第一部 13:30~15:00「ハッ場ダムは、今」

第二部 15:10~16:40「ダム予定地のこれからを考える」

登壇者 司波寛氏(都市計画コンサルタント)

嶋津博之氏(水質調査研究家・ハッ場あしたの会 運営委員)

寺嶋悠氏(子守町の里五木を育む清流11辺川を守る県民の会福岡の会スタッフ)

保坂展人氏(ジャーナリスト・前衆議院議員)

まさのあつこ氏(ジャーナリスト)

渡辺洋子氏(ハッ場あしたの会 事務局長) 他

主催:ハッ場あしたの会・群馬事務局

TEL/FAX027-253-6706(渡辺)

・東京事務局

FAX/0424-67-2951(田中)

共催:ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会

★「ハッ場あしたの会」総会 同会場で 午前11時半~正午

★シンポ終了後、会場ロビーで懇親会

(参加費2,500円・要予約:あしたの会へ)

#### パタゴニア目白店で あしたの会に投票を!

ハッ場あしたの会を継続的に支援してくださっているパタゴニア日本支社では、10月28日まで「Voice Your Choice」を実施中。米国で始まったヴォイス・ユア・チョイスは、来店するお客さんに支援したい市民活動を投票で選んでもらうことにより助成の割合を決めるというユニークなプログラムです。東京・目白店では、この候補団体に「ハッ場あしたの会」と「ちーむ・ポンポコ」が選ばれ、参考資料などを置いています。パタゴニアは主にアウトドア系の高品質な衣類を販売し、環境保護に熱心なことで知られている企業。是非、この機会に目白店に寄って、ヴォイス・ユア・チョイス・プログラムにご参加ください!

パタゴニア目白店:Tel:03-5996-0905

(目白駅から3分)



#### ハッ場ダム住民訴訟 提訴6周年報告集会 「あばかれた利根川洪水の神話」

◆日時:2010年12月4日(土) 13:00~16:30 (開場 12:30)

◆会場:全水道会館 4階大会議室

◆資料代 500円

【オープニング】トランペット演奏 松平 晃さん

【記念講演】「ハッ場ダムより緑のダム

利根川に果たす森林の役割」

関 良基さん(拓殖大学政経学部准教授)

【報告】

- ①ハッ場ダムの現状は? 市民連絡会代表
- ② 佳境に入った6都県の裁判 弁護団長
- ③ 各地の運動は今? 各都県から

【主催】ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会他、各都県の会

【連絡先】ハッ場ダムをストップさせる東京の会

TEL/FAX 042-341-7524(深澤)

#### ◇会費納入・カンパのお願い

私たちの活動は、皆さまの会費、カンパで支えられています。ご協力をお願いします。

会費:1000 円/年 振替:00120-8-629740

ハッ場ダムをストップさせる東京の会